

いじめの根絶

～ 児童・生徒誰もが充実した学校生活を送るために ～

立科町教育相談員 岩上起美男

いじめについて、文部科学省は、「当該児童・生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」と定義しています。そして、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとし、起こった場所は、学校の内外を問わない、としています。

さらに、「いじめられた児童・生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童・生徒の気持ちを重視すること。「攻撃」とは、仲間外れや集団による無視など、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含むこと。「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、物を隠されたりすることと示しています。

この定義は、「いじめとは何か」を端的に示しており、いじめに対する基本的な姿勢がよく理解できます。しかし、次の二点については、検討の余地があるのではないかと考えています。

一点目は、「精神的な苦痛」や「いじめられたとする児童・生徒の気持ちを重視すること」の判断基準が多分に主観的であるということです。そのために、客観的な事実を正確に把握することの難し

さやいじめの拡大解釈、責任転嫁、正当化などによって、いじめ行為を認めない加害側の児童・生徒や親に対して、毅然とした指導と親身な支援ができず、その対応に困難を極めることがあるのです。

二点目は、各地で起こっているいじめ行為が明らかに粗暴化していますが、その犯罪性を十分カバーしていないことです。近年、悪口や無視、仲間外し、物隠しなどのレベル——むろん、このようないじめ行為も絶対にはなりません——を超えた悪質な犯罪行為が増えています。腰骨や肋骨などの骨折にまで及ぶ容赦のない暴力、屈辱的な行為の強制、多額の金銭強要、遊びやプロレスごっこを装い、注意されても、平然と「遊びだ」「鍛えてやった。」などと否認するしたたかさ、そして、そのしつこさと罪悪感の乏しさ……。

警察庁によりますと、平成22年度に、いじめが発端となって刑事事件になったケースは1333件で、暴行・傷害・恐喝・脅迫などの容疑で逮捕・補導された児童・生徒は281人（うち中学生228人）に上るそうです。この数値は氷山の一角で、統計上の常識として、それに準ずる心配な現象が水面下で10倍近く起こっていると推測できます。いじめ行為の粗暴化が顕著で、被害児童・生徒の被害は「精神的な苦痛」に止まらないのです。

そこで、心理的に、肉体的に、また、物理的に人の心と体を執拗に攻撃するいじめは、一過性のトラブルやケンカとは異質で、人権を侵害する行為であると同時に、時にはかけがえのない命までも奪ってしまう犯罪であることを明確にするために、「いじめの定義」について、次のように提言を申し上げます。

「いじめとは、学校の内外を問わず、当該児童・生徒が、一定の人間関係にある者から、仲間外しや集団による無視、悪口、からかい、威嚇、誹謗中傷、屈辱的行為の強要などの『心理的な攻撃』、暴力や身体拘束などの『肉体的な攻撃』、また、物隠しや金銭強要、器物損壊などの『物理的な攻撃』を受けたことにより、精神的・肉体的な苦痛及び物質的な損害を被る人権侵害行為であり、かつ、犯罪行為である。したがって、万一、いじめが発生した場合は、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を含め、全面的にいじめを被った児童・生徒の側に立った指導と支援を行う。」

いじめは絶対に許されない卑劣な行為であるにもかかわらず、文部科学省の調査（平成23年度）では、いじめの認知件数が年間約7万件報告されています。いじめの性質上、表面化していないケース